

優生保護法国家賠償請求訴訟について

——尊厳獲得に向けた協働作業と最高裁判決が残したもの——

関 哉 直 人

第一 優生保護法訴訟について

第二 小山教授との出会い

第三 民法の憲法的解釈について

第四 事案解決における研究者の関わりについて

第五 残された憲法的課題

第六 さいごに——小山教授と北三郎氏

第一 優生保護法訴訟について

1 優生保護法と国家賠償請求訴訟

小職が小山剛教授とお会いし、ご協力をお願いした優生保護法国家賠償請求訴訟について簡単に述べておきたい。

優生保護法は、一九四八年、国が戦後予想される食糧難を懸念して産児制限を企図する中で、優生思想を立法

理由として明確に取り入れ、「不良な子孫の出生を防止する」(一条) という目的の下で、障害のある人等に対して強制的に不妊手術や人工妊娠中絶を行うことができるとするいわゆる優生条項を組み込み、国会において全会一致で成立した法律である。

国の統計によれば、同法が一九九六年に母体保護法に改正されるまでの四八年間において、不妊手術の被害者が二万五〇〇〇人、人工妊娠中絶の被害者が五万九〇〇〇人、合計八万四〇〇〇人の被害者が存在するとされている。

当時の記録が保存されている事例は極めてまれであるが、仙台の被害者の一人が宮城県に優生保護台帳等の開示請求をしたところ記録が存在し、二〇一八年一月三〇日、国に対して国家賠償請求訴訟が提起された。

その後、仙台、東京、札幌などで提訴が続き、最終的に三九人の原告が全国各地で提訴に至った。小職は東京訴訟の弁護団の一人である。

2 除斥期間の壁

当初弁護団は、平成二九年改正前民法七二四条(以下単に「民法七二四条」という。)後段における「除斥期間」の壁の厚さから国が被害者を補償するための法律を作つてこなかったことの立法不作為の違法性を前提に構成していたが、弁護団の中でも、優生保護法の違憲性を前提に端的に優生手術被害に基づく損害賠償請求を行うのが筋であるという合意形成に至る。

しかし、民法七二四条後段を除斥期間と判断した最高裁平成元年二月二二日判決(民集四三卷二二号二二〇九頁)(以下「平成元年判決」という。)の壁は厚く、一審判決は敗訴が続いた。平成元年判決以降、除斥期間の適用を一定期間に限り制限した判決として、最高裁平成一〇年六月一二日判決(民集五二卷四号一〇八七号)及び最高

裁平成二一年四月二八日判決（民集六三卷四号八五三頁）の二つが存在したが、そのいずれと比較しても本件訴訟の困難性は際立っていた。

最初の提訴から四年が経過した二〇二二年二月二日、大阪高裁において初の被害者側勝訴判決がなされ、続いて、同年東京高裁でも勝訴判決がなされた。大阪高裁令和四年二月二日判決（判例時報二五二八号五頁）は、「旧優生保護法の本件各規定による人権侵害が強度である上、憲法の趣旨を踏まえた施策を推進していくべき地位にあった被控訴人が、上記立法・施策によって障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化、更に助長してきたとみられ、これに起因して、控訴人らにおいて訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことに照らすと、控訴人らについて、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するというべきであり、権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由が解消されてから六か月を経過するまでの間、時効の完成を延期する時効停止の規定（民法一五八―一六〇条）の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから六か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが相当である。」と述べ、除斥期間について六か月間の適用制限を認め、ようやく除斥期間に風穴が開けられた。

3 最高裁大法廷判決

その後も、各地の地裁、高裁で勝訴判決、敗訴判決が続き、二〇二四年七月三日の最高裁大法廷判決を迎えた。被害者はみな高齢であり、この間に六名の原告が亡くなっている。

最高裁大法廷令和六年七月三日判決（民集七八卷三三三二頁）（以下単に「最高裁判決」という。）は、優生条項について「憲法一三条及び一四一条一項に違反するものであったというべきである。そして、以上に述べたところ

からすれば、本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったというべきであるから、本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法一条一項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当である」とした上で、「本件訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって、本件請求権が消滅したものととして上告人が第一審原告らに対する損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないというべきである。」とした。

そして、平成元年判決について「本件のような事案において、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することのできない結果をもたらすことになりかねない」として判例変更をした上で、「裁判所が除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断するには当事者の主張がなければならぬと解すべきであり、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができると解するのが相当である」、「本件の事実関係の下において本件請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない。したがって、第一審原告らの本件請求権の行使に対して上告人が除斥期間の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである」と判示し、優生保護法に基づく被害者全体の被害回復を可能とする判断をした。

この戦後一三例目の違憲判決、初めて法成立時からの法令違憲を判断した判決の裏に、小山教授の意見が存在する。

第二 小山教授との出会い

東京弁護士団の一人岡崎穂波弁護士は、慶應義塾大学で小山教授の憲法ゼミに所属されていた。

そのありがたいご縁により、弁護士団は小山教授に本件訴訟の意見をいただくことができた。

当初お会いした際に、除斥期間についての意見交換をさせていただいたときであると記憶しているが、「被害に遭われた本人の問題でなく、国家がこの問題にどのように向き合ってきたかが問題である。その意味で、被害が顕在化したのは最近であるといえるのではないか」「個々の原告の被害ではなく、共通した被害や人権侵害に焦点を当てて主張するのが妥当ではないか」といった貴重な助言をいただいた。

ここから、最終的に最高裁に提出するご意見をいただくのであるが、これについては後述する。

第三 民法の憲法的解釈について

1 「人としての尊厳」

令和元年五月二八日、一連の訴訟の初めての判決として、仙台地裁判決がなされた（被害者側敗訴）。

これを受け、小山教授は、判例時報二四一三・二四一四合併号に論文を寄せられている。

当該論文において、小山教授は、「憲法一七条は、国又は公共団体が公務員の行為による不法行為責任を負うことを原則とした上で、その内容については、法律による具体化を予定している」、「除斥は、権利関係の画一的かつ速やかな確定をその趣旨とするが、国賠法四条により適用される民法七二四条後段は、二〇年という比較的長期の期間を除斥期間として定めていることから、この規定自体には合理性があるとされている。とはいえ、民

法は自由な私人の対等な関係を規律する法であり、権力を法的に独占する国と私人との関係に適用する際には、慎重な考慮が必要な場面もあると思われる。私人間における事実上の支配関係と国または公共団体による支配とを比較したものであるが、最高裁三菱樹脂事件判決（最大判昭四八・一二・一二民集二七卷一一号一五三六頁）は、『一方が権力の法的独占の上に立つて行なわれるものであるのに対し、他方はこのような裏付けないしは基礎を欠く単なる社会的事実としての力の優劣の關係にすぎず、その間に画然たる性質上の區別が存する』とする。国賠法一条訴訟では、除斥によって利益を得るのは、（典型的には）権力の法的独占の上で侵害行為を行った国である。民法七二四条の適用には、基本的に、国賠法一条訴訟についても合理性が認められようが、個別の事案における除斥制限については、私人間で生じた不法行為の場面とは異なる判断が求められる場合があるのではないかと述べておられる。

さらに、「優生保護」という目的は、それ自体が憲法上、正当化の余地がないものである。本件の不妊手術および優生思想の浸透は、いずれも優生保護法という国の法律に基づき、国の施策として行われたものであり、これらによって社会に浸透した差別や蔑視は、今日まで当事者の人としての尊厳を毀損している。当人の同意なき不妊手術については本人も事実関係を知らない場合があるとされ、そうでなくても、施術等に関する資料は国が所持するか、あるいは国により廃棄されている。本判決は、一九九六年の法改正より以前に原告らがリプロダクティブ権侵害に基づく損害賠償請求権を行使する機会を持ちえなかったとするが、一回の手術ではなく、人としての尊厳に対する継続的・一体的な損害と捉えれば、原告らによる権利行使を妨げた事情は、少なくとも本年四月まで継続していたとみるべきであろう。『これらにかんがみれば、上記最高裁判決に照らしても、本件のような事案について除斥の効果を制限しないことは、『著しく正義・公平の理念に反する』のではないか。いわんや、国による不法行為については、除斥の例外をより柔軟に認めるべきだと解せば、本件のような事案に対して除斥

の効果を機械的に及ぼすことは、『条理』に反することであり、同時に、憲法一七条の趣旨にも反することになる」と述べられる。

いずれも重要なご意見ゆえ引用が長くなってしまったが、小山教授の憲法一七条の趣旨を踏まえ、最高裁三菱樹脂事件判決を引用の上、私人間とは異なる国との権力構造に着目させ、除外期間の適用に疑問を呈するご意見について、弁護団は大変勇気づけられた。

また、論文のタイトルでもあるが、優生保護法による被害者が侵害される権利が「人としての尊厳」であることを踏まえ、除外の期間を制限しなければ著しく正義・公平の理念に反するとされる点については、本質的な意見として納得感が強く、多くの弁護団は小山教授の当該意見を引用して主張書面を作成している。

本件訴訟に関しては、ご意見を書面でいただいたかは別として、多くの憲法学者、民法学者、国際法学者からご意見をいただいている。その中で感じたことは、憲法も民法もそれぞれの分野での意見はいただけるのだが、両者を接続する形での意見をいただける機会はほとんどなかった。ある研究者の方からうかがったところでは、判例としては両者に跨がる問題はあるものの、学会を含め、体系的に両者をまたいで研究を行う機会が少なく、専門ではない他方の法分野に言及することには躊躇してしまうのではないかということであった。しかし優生保護法の問題のように本質的に憲法と民法が跨がって問題解決がなされるべき場面、特に民法の解釈において憲法の解釈や視点が織り込まれるべき場面は少なくないと思われる⁽²⁾。

小山教授も、この後述べる吉村教授も、事案の本質に正面から対峙していただき、憲法と民法を跨がって意見を述べていただいた。このことが、本件事案の本質的解決に繋がっている。

2 最高裁での意見

最高裁では、札幌訴訟、仙台訴訟、東京訴訟、大阪訴訟、兵庫訴訟の五件の高裁事件が係属した。

東京訴訟においては、地裁、高裁段階で多くの研究者の方から意見書をいただき主張を展開させていただいたおかげで高裁において逆転勝訴判決を得ることができた。

最高裁では、さらに、主として憲法の視点から小山教授に意見書「優生手術と国家賠償——立法・司法による憲法一七条の具体化の視点から」、民法の視点から立命館大学名誉教授の吉村良一教授に意見書「『旧優生保護法訴訟』における民法七二四条後段の適用制限に関する最近の下級審判決をどう見るか」をそれぞれいただき提出した。

いずれも長文に及ぶものであるが、憲法と民法を跨ぐ部分につき、以下に弁護団が提出した答弁書（国の上告受理申立理由書に対する答弁）を引用して紹介する。

「この点、小山意見書は、『公権力を独占する国が当事者であること、さらに、本件のような憲法上の極めて重要な権利に対する深刻な侵害が、国策として行われたことは、民法七二四条後段の適用について、別段の考慮をすべき理由となりうる。すなわち、民法七二四条後段を国賠訴訟に対して適用することに、基本的には合理性があるとしても、権力を法的に独占する国と私人との関係に、自由な私人の対等の関係を規律する法である民法の規定を適用する際には、慎重な考慮が必要となる場面がある』（小山意見書一〇頁）、『国家賠償請求権は、法律に依存した権利であるが、それは法律に従属するという意味ではない』（同二頁、八頁）、『日本の国家賠償法一条が公務員の不法行為として想定していたのも、加害公務員個人に帰することのできる構造と性質を持つ不法行為であつたのではないか』（同二〇頁）、『本件のように、憲法上の極めて重大な権利・利益に対する、国の政策による侵害によって生じた被害である場合には、憲法（学）は、民法の解釈・適用に対して、一定の指針ないし限界を示すことになる』（同二頁）、『除斥期間は、権利関係

の画一的かつ速やかな確定をその趣旨とするところ、国賠訴訟では、権利の消滅によって利益を得るのは、権力の法的独占の上で侵害行為を行った国である。そして、民法で除外期間を定め、国賠法四条によってそれを国賠事件にも適用するとしたのも、その国である。国賠事件に対する民法七二四条の適用が、正義・公平の理念に反し、その適用の制限が条理にかなうと認められる余地は、私人間で生じた不法行為の場合よりも、基本的に広いと考えるべきであろう。本件については、公務員個人の不法行為に対する除外期間の適用とは別の考え方が可能であり、必要であると思われる。政策による重大な基本権侵害が行われた本件について、除外期間の適用を国の利益のために認めるべきかを問うことが、司法の責務となろう。』(同一頁)と指摘している。

また、吉村意見書一五頁は、『条理に基づく裁判とは、裁判官の主観的な価値判断による裁判を意味するのではなく、裁判官が条理を推考して『外在的なルール』を構成し、それにしたがった裁判を行うことを意味する。それでは、裁判所は、どのようにして条理に基づく規範を構成すべきか。条理を推考して構成される裁判基準は憲法を最高法規とする全法秩序から構成されるべきである。とりわけ本件の場合、そこで問題となつてゐるのは、憲法違反の法律に基づく不法行為による被害の救済に関するものであるので、そのような被害の救済を七二四条後段の機械的適用により拒絶すべきではないという規範が(『条理ヲ推考シテ』)憲法を最高規範とする全法秩序から導き出されう。』としている。

これらの小山意見書、吉村意見書からも、本件のような特殊な案件においては、憲法と民法、国家賠償法の関係性、及び憲法秩序の観点から、民法七二四条後段の適用範囲について、条理に依拠した判断をすることは合理的であり、かつ、そのように判断されるべきものであるといえる。」

3 最高裁判決の判示

以上を踏まえ、あらためて最高裁判決の判示内容を見てみたい。

まず、小山教授が指摘されているとおり、最高裁も本件の本質的な人権侵害の内容として、次のとおり人とし

ての尊厳（個人の尊厳と人格の尊重）の観点から憲法一三条違反を認めている。

「憲法一三条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障しているところ（最高裁令和二年（ク）第九九三号同五年一〇月二五日大法院決定・民集七七卷七号一七九二頁参照）、不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たるとして、正当な理由に基づかず不妊手術を受けることを強制することは、同条に反し許されないといふべきである。

これを本件規定についてみると、平成八年改正前の優生保護法一条の規定内容等に照らせば、本件規定の立法目的は、専ら、優生上の見地、すなわち、不良な遺伝形質を淘汰し優良な遺伝形質を保存することによって集団としての国民全体の遺伝的素質を向上させるという見地から、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に、その者又はその者と一定の親族関係を有する者に不妊手術を受けさせることによって、同じ疾病や障害を有する子孫が出生することを防止することにあると解される。しかしながら、憲法一三条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。

したがって、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められず、本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法一三条に反し許されないといふべきである。」

また、小山教授が最高裁三菱樹脂事件判決を挙げて指摘されていた国家と国民の関係性に基づくルール変更に

ついで、最高裁は「改正前民法七二四条は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図した規定であると解されるところ、上記のとおり、立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であるものによって国民が重大な被害を受けた本件においては、法律関係を安定させることによって関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得ないというべきであるし、国会議員の立法行為という加害行為の性質上、時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為の内容や違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になるともいえない。そうすると、本件には、同条の趣旨が妥当しない面があるというべきである」と述べる。

小山教授も言及されていた被害者の権利行使を妨げた事情については、「法律は、国権の最高機関であつて国の唯一の立法機関である国会が制定するものであるから、法律の規定は憲法に適合しているとの推測を強く国民に与える上、本件規定により行われる不妊手術の主たる対象者が特定の障害等を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約のある立場にあつたと考えられることからすれば、本件規定が削除されていない時期において、本件規定に基づいて不妊手術が行われたことにより損害を受けた者に、本件規定が憲法の規定に違反すると主張して上告人に対する国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難であつたというべきである。本件規定は、平成八年に全て削除されたものの、その後も、上告人が本件規定により行われた不妊手術は適法であるという立場をとり続けてきたことからすれば、上記の者に上記請求権の行使を期待するのが困難であることに変わりはないといえる。そして、第一審原告らについて、本件請求権の速やかな行使を期待することができたと解すべき特別の事情があつたこともうかがわれない」と判示されている。

そして、小山教授も吉村教授も、優生保護法が憲法違反の法令であつたことを前提に、諸事情を考慮して除斥

期間の適用に異を唱えられているが、最高裁も「以上の諸事情に照らすと、本件訴えが除斥期間の経過後に提起されたということの一事をもって、本件請求権が消滅したものととして上告人が第一審原告らに対する損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない」として結論を導いている。両教授の意見及び多くの研究者の方からいただいた意見が、最高裁の判断の理論的基盤になったことを確信している。

第四 事案解決における研究者の関わりについて

1 紛争事案における研究者の関わり

吉村教授は、立命館法学二〇二四年五・六号の「補論」⁽³⁾において、「本件における『理論と実務の協働』として、「筆者は、多くの事件で、「理論と実務の協働」の中で法理論が発展してきたことを夙に指摘している。そして、そのような「協働」の一つの形として法律研究者が意見書を書いたり、研究者の論稿が弁護団によって裁判所に提出されたりすることも少なくない」と述べられる。

実際に東京訴訟では多くの法律研究者の方の意見書を提出したことは前記のとおりである。

小職が研究者の方に紛争事案について意見書の作成をご依頼した際は、研究者の方はその紛争の実態や本質に真摯に向き合っていただき、「解決」に向けて意見を書いていただいていることが多い。

日頃されている研究と、具体的事案における意見にどのようにスタンスや思いの違いはあったとしても、法律が人権擁護や正義に適った事案解決のために機能すべき事案については、あるべき解釈や適用に向けて「協働」いただいていると考えている。

この点、以前小職が担当した成年被後見人選挙権確認訴訟（判例時報二七八号三頁）において、同志社大学の竹中勲教授に意見書を書いていただいた。違憲判決が出され、後の法改正により障害のある原告の選挙権が回復した後、竹中教授から、「このような訴訟に関わらせていただき本当にありがたかった。事案の解決に触れ、学者冥利に尽きる」旨の言葉をいただいたことがある。本論文において恐縮ではあるが、この場をお借りしてあらためて竹中教授に感謝申し上げたい。

2 本件における研究者の関わり

本件は、まさに協働が妥当する事案であり、協働が発揮された事案である。

この点、吉村教授は、前掲「旧優生保護法訴訟最高裁判決の意義」において、「本件では、多くの意見書が裁判所に提出されており、また、民法研究者、憲法研究者等が、判例評釈を含めて多数の論稿を公表している。そしてそのいずれもが、本件において民法七二四条後段を機械的に適用して原告の請求を斥けることを批判している。これらの動きがどのような影響を与えたのかは、学説を引用することのないわが国の裁判においては客観的に証明することは困難であり、意見書についても、判決理由がそれを明示的に参照することは極めてまれである。しかし、これらの意見書や論文は弁護団の準備書面等で（明示的あるいは実質的に）参照され訴訟において主張されている場合もあり（例えば、東京訴訟の上告審での被上告人の「答弁書」では、筆者と小山剛の意見書が参照されている）、ある程度の影響関係を推察することができるのではないか。」「要は、どのような『協働』かにつきる。そして、本件では、筆者の関与してきた公害訴訟等とはまた異なる『協働』が見られたのではないか。本件訴訟の仙台訴訟及び全国弁護士団の団長である新里宏二は、最初の仙台地裁判決後、この判決によって、『八合目』に到達したと述べた。残りの（しかし、険しい）二合分を踏破して頂上に到達する上での弁護団の努力に心から敬

意を表するものであるが、その登頂に、コンパスとして（少なくともその一部として）研究者の営為は寄与しえたのではなからうか」と述べられる。

本件は、明らかな憲法違反の法律の下で違法な人権侵害行為がくり返されたにもかかわらず、除斥期間に関する平成元年判決が壁となり、多くの裁判所が敗訴判決を書き、下級審における勝訴判決も小さな風穴しか開けられないほど、法律家全体が勝訴判決を言い渡す理論の構築に苦しんだことは間違いない。その中で、小山教授、吉村教授をはじめとする研究者の方々が、様々な側面から理論補充をされ、これを積み重ねることにより、最高裁判決の理論の素地ができたものといえる。

当事者の声という最も大切な価値を、裁判所も、研究者も、弁護士も、一緒になって回復ができないかと考え、その声や思いを、支援者やメディアが支えていくという、当事者を中心として社会が解決を志向した一つの到達点としての最高裁判決といえる。

その結果、本当に多くの人権侵害が回復の途についた。解決されたことの問題の大きさに、協働の意義の大きさが映し出される。

第五 残された憲法的課題

1 最高裁判決からの重要なメッセージ

最高裁判決は、前記のとおり「憲法一三条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり、本件規定は、

そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない」と述べた。

この中で、「立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても」とした点が重要である。優生保護法はその立法当時、全会一致で法案が可決されたのみならず、社会において反対した者がいたという記録はほとんどない。その後も法律に従って社会は動いていた。教科書には優生手術や優生結婚についての記述が多く見られ、障害のある子をもつ家族は疑いを抱く機会も奪われながら手術を進めてきた。一九九六年に法改正された後も、ごく一部のを除き、声を上げてこなかった。こういった問題が存在することに気付かず、二〇一八年に裁判が起った後に初めて知った人たちも多いのではないか。

裁判が起った当初、「でも、当時は合法だったのではないか」「時代的に仕方がなかったのではないか」という意見は少なくなかった。意見を伺った研究者の中には、裁判所の判断傾向を踏まえれば、優生保護法が立法当初から違憲違法とされる可能性は低く、一九九六年の法改正前後から違憲性が顕著になり国の不作為が違法と判断される可能性はあるというご意見もあった。

しかし、最高裁の判断は潔かった。憲法的価値、特に人としての尊厳は、時代的な背景や社会情勢、世論、環境、制度などに脅かされるものではなく、絶対に護られなければならない、と判示する最高裁の姿勢は、法律や制度が社会状況に影響を受けやすい今の時代だからこそ説得力がある。

2 旧優生保護法問題検証会議

二〇二五年一〇月一日、旧優生保護法補償金等支給法三三条に基づく調査及び検証等を行う機関として、「旧優生保護法問題検証会議」が発足し、第一回検証会議が開催された。小山教授及び小職も委員として参加してい

る。

ここでは、優生保護法が障害、医療、福祉、教育等の施策に与えた影響や、社会にある優生思想に基づく偏見差別に対する影響などについても検証が行われる予定である。

障害分野に関わる残された憲法的課題としては、国連の障害者権利委員会からも勧告等がなされているインクルーシブ教育の実現、精神障害のある人に対する強制医療の廃止、政府から独立した人権機関の設立など、各論的な課題も多い。

障害分野に限らなくとも、優生思想を含む固定観念の下で、埋もれてしまっている声や看過してしまっている人権侵害は存在しないか。本来、憲法の視点から眺めれば、当然に気付くべきであり、直ちに是正すべきである事象が、長年「仕方がない」、「今後の課題である」という形で封印されてしまっていないか。

このような検証及び問題提起を行う検証会議において、引き続き小山教授と協働させていただければ幸いである。

第六 さいに——小山教授と北三郎氏

最高裁判決当日、小山教授は、裁判報告中の議員会館に駆けつけてくださった。そこでご挨拶をいただく中で、当事者を含め、この訴訟が「協働」の場であったことを確認した。東京の原告であり優生手術被害者・家族の会共同代表である北三郎氏（仮名）と小山教授が直接会われたのはこのときが最初であろうか。

次の機会としては、二〇二四年八月九日、日本弁護士連合会主催によるシンポジウム「旧優生保護法被害の全面解決と差別のない社会を目指して——旧優生保護法最高裁大法廷判決を受けて——」において、小山教授に「最高

裁大法廷判決の評価（憲法の視点から）」と題する基調報告をいただいたときである。この日は、北氏、吉村教授、全国弁護士団の共同代表である新里宏二弁護士も揃ってシンポジウムを実施し、判決について憲法及び民法の視点から速報的評価をいただき大変有意義であったが、同時に、小山教授が北氏に向き合われる姿が大変お優しく、北氏の話をよく聞いてくださり、一緒に歩んできた時間を実感した。

さらに前記のとおり、この度の検証会議において、北氏も委員の一人であり、第一回の会議では北氏の隣に小山教授が座られ、あたたく接しておられた姿が印象的であった。

小山教授の誠実なご見解、事案の本質的解決に向けた的確なご対応、そしてそのお人柄が、この度の最高裁判決及び重大な人権侵害の被害回復に繋がったことにつきまして、あらためて心より感謝申し上げますとともに、検証会議を含め、引き続きのご指導を賜りたくお願いする次第である。

(1) 小山剛「旧優生保護法仙台地裁判決を受けて 人としての尊厳」判例時報二四一三・二四一四合併号（二〇一九年）一七頁。

(2) 吉村良一「旧優生保護法訴訟最高裁判決の意義」（立命館法学二〇二四年五・六号）も「本件では、まず何よりも旧優生保護法の優生条項の違憲性が問題となった（憲法一三条、一四条等）。その意味では紛れもなく『憲法訴訟』である。他面で、民法七二四条後段とその適用のあり方という民法解釈論が争点でもあった。この両者（憲法と民法の議論）をどう『擦り合わせる』かが問題となる。」と述べる。

(3) 吉村良一「旧優生保護法訴訟最高裁判決の意義」立命館法学二〇二四年五・六号三九三頁。